

令和3年9月30日

保護者の皆様（家庭数配布）

練馬区立田柄小学校  
校長 伊藤 雄一

### 台風16号の接近に伴う対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、台風16号は、非常に強い勢力を維持しながら伊豆諸島へ進んでいます。明日、10月1日（金）明け方から昼過ぎにかけて、大雨や暴風に対して厳重な警戒が必要です。明日10月1日（金）の子供の登校時刻に、台風の進度によって影響がある場合は、下記についてご協力くださいますよう、よろしくお願いたします。

#### 記

<登下校について>

##### （1）臨時休業となる場合

**当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は臨時休業となります。**

※大雨警報の時は臨時休業になりません。また、注意報の場合も臨時休業になりません。

##### （2）登校について

**警報が発表されていない場合は、通常通りの登校とします。**ただし、台風の状況により、

①～③を参照の上、保護者の方の判断で、対応していただきますようお願いいたします。

① 通常どおり登校させる。

② 遅れて登校させる。

※保護者の付き添いをお願いします。安全が心配される場合には、ご家庭の判断で登校を控え、安全と判断された時点で登校させていただいて結構です。

③ 登校を見合わせる。

※②③の場合は、8時25分までに電話でのご連絡をお願いいたします。この場合は、災害時対応として欠席・遅刻の扱いはいたしません。

##### （3）下校について

天候の状況に応じて下校を早めたり、台風が通過するまで学校にそのまま待避させたりする場合も考えられます。（帰宅が遅れることもあります。）この場合、学年でまとまって下校します。

#### ～特別警報と警報の違い～

##### ○特別警報

「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかにこえる大災害が起これと予想される場合に発表されます。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報を確認し、命を守るための行動をとる必要があります。発表された場合、学校は臨時休業となります

##### ○警報

重大な災害に対する警戒が必要です。練馬区に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合、臨時休業となります。大雨等、それ以外の警報の場合は、原則として上記（2）の対応となります。（状況によって変更する場合はお知らせいたします）

【この件についてのお問い合わせ】 副校長 山田 七恵 電話 3939-0351